

特別養護老人ホーム飛鳥の郷 利用金表(デイサービス)/1日あたり

◆深谷市（7級地） 1単位あたり 10.14円

◆小規模型通所介護費 ◆介護保険負担割合証で2割負担の方は、下記の単位表記部分のみ2倍となる

平成27年4月1日より適用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上5時間未満	426単位	488単位	552単位	614単位	678単位
5時間以上7時間未満	641単位	757単位	874単位	990単位	1,107単位
7時間以上9時間未満	735単位	868単位	1,006単位	1,144単位	1,281円

※通常以外での時間を希望される方は時間帯により施設送迎ができない場合がございますのでご了承下さい。

◆通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合

9時間以上10時間未満の場合	50単位
10時間以上11時間未満の場合	100単位
11時間以上12時間未満の場合	150単位

◆自費負担分

食費	昼食及びおやつ代	1日	500円
日用品費	シャンプー・ボディソープ・手洗い用石鹸等	1日	100円
教養娯楽費	書道・絵画・工作等の趣味活動等	1日	実費
教養娯楽費（喫茶）	嗜好品（コーヒー・紅茶等を利用希望により提供した場合）	1杯	40円
理美容費	施設にて訪問理美容を利用した場合	1回	実費
行事参加費	行事に参加した場合	1日	500円
コピー料金	用紙サイズにより（B5・A4）10円／（B4・A3）15円	1枚	10円・15円
写真代	季節行事等の写真を購入する場合	1枚	40円
オムツ等	パット（スーパーガード）	1枚	30円
	パット（エクストラガード）	1枚	40円
	リハビリパンツ（M）	1枚	110円
	リハビリパンツ（L）	1枚	130円
	オープンパンツ（M）	1枚	110円
	オープンパンツ（L）	1枚	130円
キャンセル料	当日の午前8時までには連絡がなく利用を中止した場合（食費分として）		500円

◆加算料金 ※介護保険制度に基づいて、各々適用される部分のみ加算されます。

1	入浴介助加算	入浴介助を実施した場合	1日	50単位
2	送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道	-47単位
3	サービス提供体制強化加算（I）イ	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士である場合	1日	18単位
4	サービス提供体制強化加算（I）ロ	介護職員の総数の40%以上が介護福祉士である場合	1日	12単位
5	サービス提供体制強化加算（II）	介護・看護職員の総数の75%以上が常勤職員である場合	1日	6単位
6	サービス提供体制強化加算（III）	直接処遇職員中、30%以上が勤続3年以上である場合	1日	6単位
7	栄養改善加算	栄養状態低下の利用者に対して、管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施・評価を行った場合	1日/月2回まで	150単位

8	口腔機能向上加算	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士、歯科衛生士、又は看護職員を配置し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、実施・評価を行った場合	1回/ 月2回まで	60単位
9	若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症の利用者毎に、個別の担当者を定めた場合	1日	60単位
10	中重度者ケア体制加算	心身の障害が重度の利用者を一定数以上受け入れ、人員基準以上の看護・介護職員を配置している場合	1日	45単位
11	認知症加算	心身の障害が重度の利用者を一定数以上受け入れ、人員基準以上の看護・介護職員や、専門的な研修を修了した者を配置している場合	1日	60単位
12	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービスの資質向上を目的とした介護職員の処遇改善を見込んで適切な措置を行った場合。「施設サービス費+算定加算」に4%を加算した1割負担。	1月	
13	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護サービスの資質向上を目的とした介護職員の処遇改善を見込んで適切な措置を行った場合。「施設サービス費+算定加算」に2.2%を加算した1割負担。	1月	
14	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90%	1月	
15	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80%	1月	

※料金を掲示したもの以外に、利用者様からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収します。

なお、介護職員処遇改善加算につきましては、月毎に変動があるため明確な金額表示は省かせていただきます。